

SHOKO CHUKIN BANK



平成26年3月期
ミニディスクロージャー誌

第85期

平成25年4月1日～平成26年3月31日

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成26年3月31日現在)

● 名称

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)

● 会社成立の年月日

昭和11年10月8日

● 目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

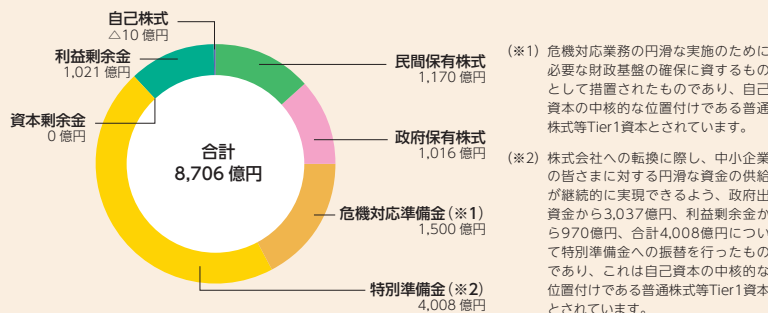
● 業務開始

昭和11年12月10日

● 資本金

2,186億円(うち政府出資1,016億円)

● 資本構成



● 資金量

預金	4兆8,574億円
譲渡性預金	762億円
債券	4兆8,252億円

● 貸出金

9兆4,884億円

● 店舗等

国内100/海外4

● 職員数

3,973人

● 格付

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (安定的)	AA ⁺ (安定的)	Aa3 (安定的)

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<http://www.shokochukin.co.jp/>

トップメッセージ

Message from the President

響から、中小企業の業績・資金繰りは依然として厳しい状況にあります。東日本大震災からの復旧・復興や地域経済活性化等に取り組む中小企業の皆さまや、業績・資金繰りに影響が生じている中小企業の皆さまを支えていくため、商工中金は、引き続き、セーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

また、様々なノウハウやソリューションの提供を通じ、経営全般に亘ってバックアップする等、中小企業の皆さまの企業価値向上に向けた取組みを強化してまいります。

中でも、成長と再生支援がわが国経済の喫緊の課題であることを踏まえ、「成長・創業支援プログラム」により、お取引先の持続的成長をサポートし、「再生支援プログラム」により、経営改善が必要なお取引先に対し、経営改善計画策定支援やそのフォロー等コンサルティング機能を発揮してまいります。これらの取組みに加え、「地域活性化支援プログラム」により、地方公共団体や地域金融機関等と連携して地域再生・地域経済活性化に取り組んでまいりましたが、新たに「地域連携室」を設置し、その取組みを強化してまいります。

その他、海外進出の増加、少子高齢化社会、中長期的な産業構造の変化により、幅広い業種・業態において事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「新事業・新分野進出支援」、「アジアを中心とした海外展開支援」、「ビジネスマッチングやM&A等の企業間連携支援」、「事業承継支援」、「農工商連携支援」への取組みを強化してまいります。

このような中小企業の皆さまのニーズに応じていくため、債券(募集債)による安定的な調達に加え、個人・法人預金等の預金調達基盤の拡充を図るとともに、業務の効率化等、一層の経営合理化に不断に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みを強化することによって、中小企業組合と中小企業の皆さまの成長と企業価値向上に貢献するとともに、商工中金自らの健全な経営基盤の構築と収益力の向上へ繋げてまいります。

■ むすび

厳しい環境が続きますが、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

株式会社 商工組合中央金庫

取締役社長

杉山 秀二

■ ご挨拶

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜わり、誠にありがとうございます。

このたび、平成25年度の業績などについてご説明した「ミニディスクロージャー誌 平成26年3月期」を発行いたしました。ぜひご覧いただき、商工中金に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

■ 金融経済環境

平成25年度のわが国の景気は、「アベノミクス」における政府の財政政策や日本銀行の金融政策により円安・株高が進行し、消費者マインドの改善に伴う個人消費の回復や公共事業の増加など内需中心に明るさが戻りました。

商工中金の「中小企業月次景況観測」において、非製造業で年度当初から景況感に持ち直しの兆しがみられました。一方、仕入価格の上昇等のために改善が遅れていた製造業でも、年度後半には輸出の増加や消費税率の引き上げを控えた駆け込み需要により持ち直し、中小企業の景況感は総じて回復基調となりました。

■ 平成25年度の回顧

このような環境のもと、商工中金は、東日本大震災からの復旧・復興やデフレ等による中小企業の皆さまの業績・資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務を中心に、組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組ましました。東日本大震災復興特別貸付の実績は、3万8千件、2兆1千億円、円高デフレ等対策にかかる貸付の実績は、5万件、2兆5千億円を超え、制度開始以降の危機対応業務全体の累計実績は、16万1千件、9兆5千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に大きく貢献することができました。

また、国の設備投資促進のための施策と連携し、一層の成長マネーを供給する等、「成長・創業支援プログラム」を活用し、中小企業の皆さまの企業価値の向上に向けて全力で取り組みました。この結果、平成22年7月の制度開始以降、同プログラムに基づく貸出件数は1万4千件、金額では8千億円を超える実績をあげることができました。加えて、「経営者保証に関するガイドライン」に適切に対応するため、速やかに態勢を整備するとともに、停止条件付連帯保証制度について一層の活用を図りました。

こうした取組みの結果、収支につきましては、役務取引等利益が増加したこと等により、267億円の経常利益、125億円の当期純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

■ 平成26年度の業務運営

景気は緩やかに回復しているものの、原材料価格上昇等の影

使命実現に向けて

>>> 株式会社商工組合中央金庫法の概要

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から、同法に基づく特殊会社となりました。

平成21年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、商工中金の自己資本の強化等を目的として同法の改正が行われました。

更に、平成23年3月の東日本大震災に対応するため、同法の改正により、政府保有株式処分の起算点を3年延期する等の措置が講じられております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実

〔商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置〕

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定する。
- 商工債発行を継続する。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続する。

〔中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置〕

- 従たる貸付対象を拡大する（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。
- 保証業務などの対象制限を撤廃する。
- 子会社保有規定を明確化する。
- 預金資格制限を撤廃する。併せて、預金保険制度の対象とする。
- 余裕金運用制限を撤廃する。

〔危機対応業務〕

- 法定された指定金融機関として、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に危機対応業務を行う。

財務基盤

- 株式会社化に際して、自己資本の充実など、財務内容の健全性に資するものとして、従前の政府出資等のうち4,008億円を特別準備金とする。
- 政府は、平成26年度末までの間（平成23年法改正等により3年延長）、危機対応業務の円滑な実施のため、予算で定める金額の範囲内において、危機対応準備金に出資することができる（平成21年7月に1,500億円出資）。

組織・監督・開示

- 商工中金の株主は、政府ならびに中小企業団体およびその構成員に限定する。
- 主務大臣の監督は真に必要なものに限定する。
- ディスクロージャー誌等を作成・開示する。

今後の措置

- 政府は、市場の動向を踏まえつつ、平成27年4月1日から起算して、おおむね5年後から7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分する（平成21年法改正により起算点を3年半延期、平成23年法改正により更に3年延期）。
- 政府保有株式の全部を処分した後、移行期に係る特別の法律は廃止し、そのうえで、中小企業金融機能を維持するため、株主資格制限その他必要な措置を講ずる。
- 平成21年法改正により、政府は、平成26年度末を目途として（平成23年法改正により3年延期）、危機対応業務の実施状況、株主となる中小企業団体およびその構成員の資金の余力等を勘案し、危機対応業務の在り方、政府保有株式の処分の在り方および商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされた。

>>> 企業理念、第二次中期経営計画の概要

Fulfillment of Our Mission

企業理念

使命

中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。

私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。

お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。

経営姿勢

中小企業の皆さまに対して

- 長期安定取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します
- 企業間連携・地域連携を促進し、新たなビジネス機会を創出します
- お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します

資金をお預けいただく皆さまに対して

- 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します
- 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします
- 社会貢献へつなげる運用を実現します

職員に対して

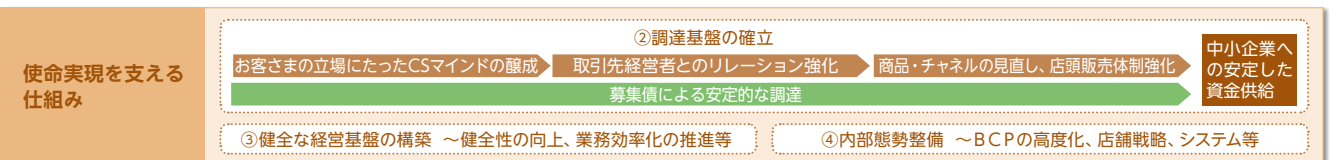
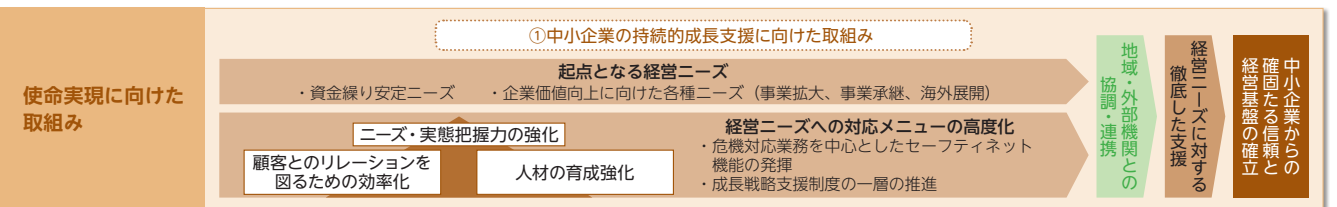
- 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します
- 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します
- プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくります

社会に対して

- コンプライアンスを徹底します
- 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます
- すべてのステークホルダーの満足を追求め、地域経済の発展に貢献します

第二次中期経営計画の概要（平成24年4月～平成27年3月）

企業理念の浸透と現場力の強化	企業理念の浸透 <ul style="list-style-type: none">■ 使命～中小企業の持続的成長支援■ 経営姿勢■ 行動指針	お客さまニーズを起点とした経営スタンスの徹底と現場力の強化 <ul style="list-style-type: none">・金融機関はサービス業であるとの認識の下、【お客さま第一主義】の経営スタンスをより徹底する・顧客ニーズへの対応力を強化していくため、取引先と接する現場の能力を継続的に高めていく
-----------------------	--	--

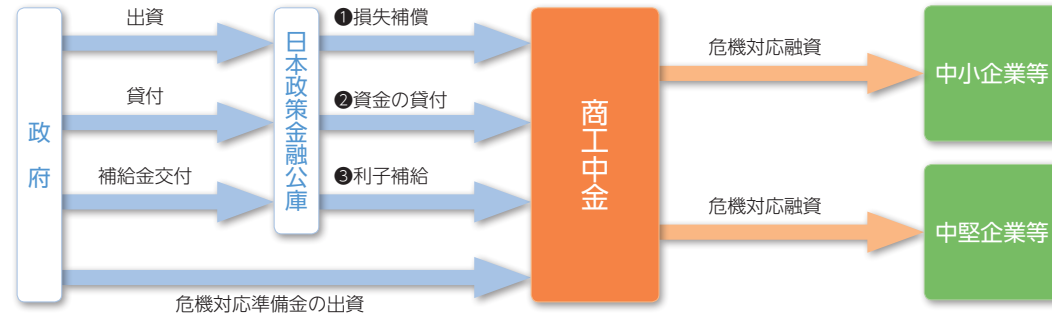


使命実現に向けて

>>> 危機対応業務を中心としたセーフティネット機能の発揮

景気変動の影響を受けやすい中小企業に対し、長期的な視点から安定的な資金の供給を行うことでセーフティネット機能を発揮しています。また、災害や経済の急激な変動などの危機が発生した際には、相談窓口を開設し、迅速・適切な対応に努めています。

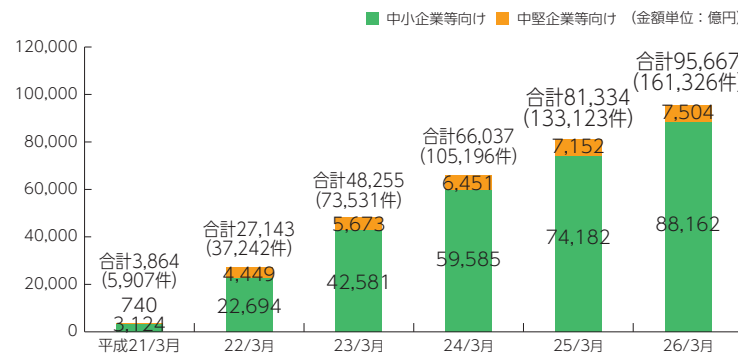
危機対応業務の概要



- ①日本政策金融公庫が危機対応融資の損失を一部補償（中小企業向けは元金の80%）
- ②日本政策金融公庫が危機対応融資の所要資金を貸付（ツーステップローンと呼称）
- ③日本政策金融公庫が危機対応融資の利子を一部補給

危機対応業務の取組実績（累計）

融資実績16万1千件、9兆5千億円を超える



約376万人の従業員の雇用安定に貢献

- 危機対応業務開始以来、5年6カ月間で商工中金の危機対応業務を利用した企業数は約5,100社、その企業で働く従業員数は約376万人となっています（平成26年3月末現在）。
- 商工中金の危機対応業務への取組みは、多くの従業員の方々の雇用の安定につながっています。

>>> 東日本大震災、原材料・エネルギーコスト高、デフレ等の影響を受けている方への貸付制度

Fulfillment of Our Mission

商工中金では、全営業店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」・「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」・「デフレ脱却等特別相談窓口」等の特別相談窓口を設置してまいります。

法定の指定金融機関として、中小企業等の皆さまのご相談に対して、「東日本大震災復興特別貸付」・「経営環境変化対応資金」等で対応してまいります。

貸付制度の概要

中小企業等向け危機対応業務

	東日本大震災災害復旧資金	東日本大震災セーフティネット資金	経営環境変化対応資金（原材料高・デフレ）
対象者	事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有する方 いわゆる「直接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、直接被害者と相応の取引（販売・仕入）があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	特定被災区域に事業所を有し、震災により売上の減少等の影響がある方（風評被害等を受けた方） いわゆる「二次被害者」
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 在庫品の損壊・流出の補てん、生産・営業設備の補修等により必要となる運転資金等	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備資金	原材料・エネルギーコスト高、デフレ等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方
適用利率	短期資金：短期プライムレート 長期資金：基準利率（※1）	商工中金所定の利率	
利子補給（※2）	当初3年間（1億円まで）： 1.4%（※3） 4年日以降または1億円超（3億円まで）： 0.5%（※3）	当初3年間（3千万円まで）： 最大1.4%（※4） 4年日以降または3千万円超（3億円まで）： 最大0.5%（※4）	最大0.5%（※5） 最大0.5%（※7）
貸出期間	設備：20年以内（据置5年以内） 運転：15年以内（据置5年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）	設備：15年以内（据置3年以内） 運転：8年以内（据置3年以内）
貸出限度（※6）	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ツーステップローン各3億円以内 （組合は元高20億円以内、残高各9億円以内）	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出、ツーステップローン各7億2千万円以内	元高：20億円以内 残高：損害担保付貸出7億2千万円以内

- （※1）短期プライムレートは1.475%、基準利率（期間5年の場合）は1.60%（平成26年5月31日現在）
 （※2）各資金の利子補給率は、法定中小企業の場合の数値を記載しております。ご返済日には適用利率に基づく金利をお支払いいただき、後日、日本政策金融公庫から商工中金に利子補給金が入金された後、商工中金が利子補給金をお支払いすることとなります。利子補給の元高限度は一部日本政策金融公庫、日本政策投資銀行等との合算運用となります。
 （※3）利子補給にあたっては雇証証明書等が必要です。雇証証明書の発行手続きは最寄りの市区町村にご確認ください。
 （※4）当初3年間（3千万円まで）は0.9%が自動適用されます。さらに、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。利子補給にあたっては被害証明書が必要です。被害証明書は商工中金を受付窓口として各地の経済産業局で発行されます。
 （※5）貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、売上高等減少の要件を満たす方は0.3%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.2%の利子補給となります。
 （※6）元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。
 （※7）運転資金については、貸出期間や限度の範囲内で期間や金額の上限の定めなく、商工中金又は経営革新等支援機関の経営指導を受けて「経営改善計画」を策定される方であって、一定の指標を満たす方は0.4%、雇用の維持・拡大の要件を満たす方は0.1%の利子補給となります。

中堅企業向け危機対応業務

【東日本大震災関連資金】

対象者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資金用途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、事業上必要な運転資金（長期資金）
適用利率	商工中金所定の利率（売上高等減少、雇用の維持・拡大の要件等により最大0.5%の利子補給）
貸出期間	設備：20年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）
貸出限度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高20億円以内（日本政策投資銀行等との合算））

- 上記の貸付制度のうち、東日本大震災関連貸付制度にかかる金銭消費貸借契約書等については、印紙税は非課税となります。

使命実現に向けて

>>> 成長・創業支援プログラム

成長・創業支援プログラムの概要

商工中金では、平成22年7月、社会経済情勢の変化により成長力の低下を余儀なくされており、今後、成長分野での成長を目指す中小企業等の皆さまをサポートする「成長戦略総合支援プログラム」を創設しました。「3年間で5,000億円」という目標を掲げ、成長を目指す中小企業等の皆さまのニーズに積極的に応えした結果、平成25年2月までの約2年半で目標を達成いたしました。

引き続き、成長分野への取組を支援するため、平成25年4月、本プログラムを「成長・創業支援プログラム」に改称し、代表者個人の保証を求めない制度（※）を創設したほか創業や新分野に積極的に取り組む中小企業等の皆さまに対する支援を一層拡充し、新たに「1兆円」の成長マネーの供給を目標に掲げ、中小企業等の皆さまを持続的にサポートしております。

また、設備投資減税など国の設備投資促進策に呼応して、老朽設備の代替や先端設備の導入など設備投資を検討する中小企業等の皆さまの設備資金ニーズに対して、金融面はもとより、国や地公体の施策紹介や設備投資支援などについても積極的にを行い、迅速かつ弾力的に成長マネーの供給を行ってまいります。

（※）事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない仕組み（「停止条件付連帯保証」）

① 新成長戦略計画の策定を支援

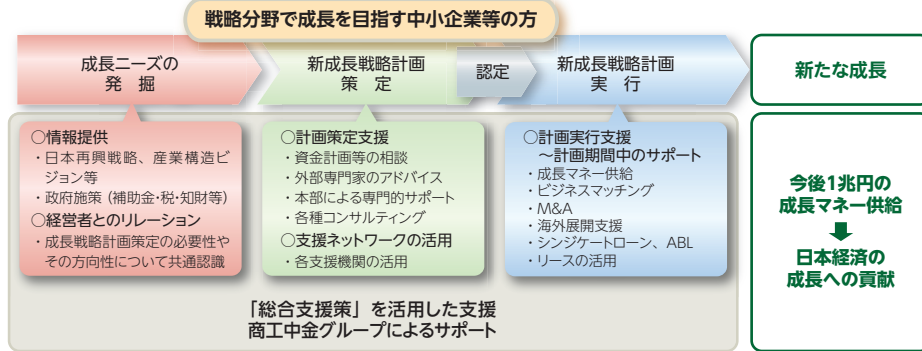
- 構想段階において、情報提供やお客さまとのリレーションを図りながら、成長戦略計画策定の必要性やその基本的方向性について共通の認識を醸成していきます。
- 具体的な計画策定段階において、資金計画など金融面でのご相談のほか、本部専門スタッフによるソリューション提供、各種コンサルティングを行いながら、お客さまの立場に立った計画策定支援を行います。

② 計画認定

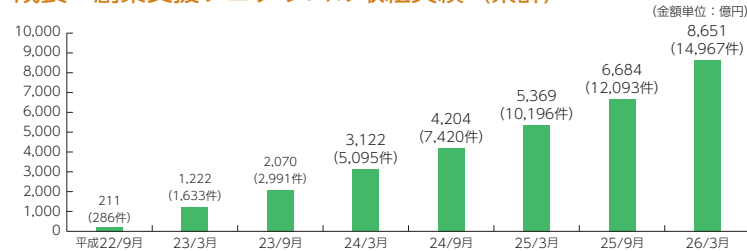
- 中小企業等の方が策定し、商工中金にご提出いただいた計画について、外部有識者も関与した「成長戦略企業認定委員会」等にて「新成長戦略計画」として認定を行います。

③ 計画実行支援 ～成長マネーの供給、実効性を高めるためのソリューション提供～

- 「新成長戦略計画」を実施する上で必要となる資金について、商工中金が創設した低利融資制度により金融面のサポートを行います。
- 計画実効性を高めるため、ビジネスマッチング、M&A、海外展開支援などさまざまなソリューションを提供します。



成長・創業支援プログラムの取組実績（累計）



成長・創業支援プログラムにおける停止条件付連帯保証の実績 196件、145億円（平成25年4月～平成26年3月）

分野別実績（累計）

分野	金額 (億円)
環境・エネルギー事業	2,825
アジア諸国等における投資・事業展開	1,283
雇用支援・人材育成事業	865
医療・介護・健康関連事業	742
研究開発	452
その他	2,483
合計	8,651

>>> 海外展開支援

海外展開支援（オーバーシーズ21）

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバーシーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

海外展開サポートデスク

平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する相談・ニーズに対して、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携して、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達をはじめとした累計で11,002件のご相談をいただいています（平成26年3月末時点）。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行ってまいります。

商工中金の海外ネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の5つの金融機関と業務提携を行っており、平成26年5月にはインドネシアの大手銀行であるバンク・ネガラ・インドネシアに職員を派遣しました。

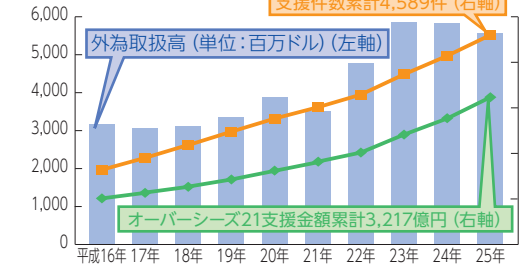
こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしていきます。

海外提携金融機関

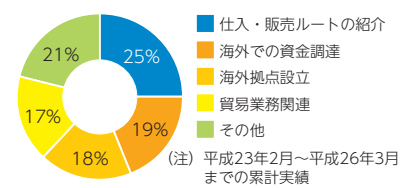
- ・スタンダード・チャータード銀行（英国）・バンコック銀行（タイ）
- ・交通銀行（中国）・香港上海銀行（英国）
- ・バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）

Fulfillment of Our Mission

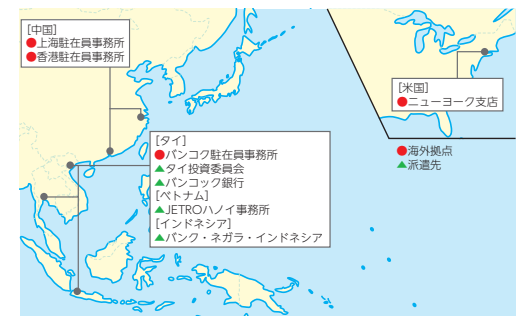
オーバーシーズ21実績



サポートデスク相談内容内訳

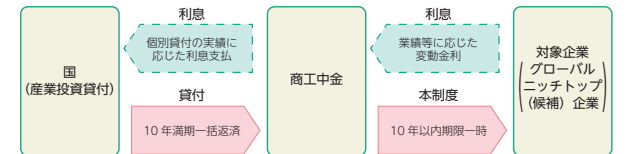


海外拠点と職員の派遣先



グローバルニッチトップ支援貸付制度の創設

商工中金は、平成26年4月、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ存在感を示すグローバルニッチトップ（GNT）を目指す中小企業等の皆さまに向けて、海外市場に乗り出す際に必要となる資金を供給する「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設いたしました。同制度の活用を通じて、対象となる中小企業等の皆さまの戦略的な海外事業展開を支援してまいります。



商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。* 商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握と資金使途・償還財源の検討を十分に行之い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまいります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業（事業）価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員の能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧に行います。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関とも十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日～平成26年3月末累計〉

(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
141,519	5,625,228	132,464	5,274,379	2,205	89,705	3,770	139,664	3,080	121,479

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

店舗の移転等について

お客さまの利便性向上に向けた店舗の移転・更新を随時行っております。平成25年度は3店舗（高岡支店・松江支店・静岡支店）を移転・更新しました。バリアフリーにも配慮しており、これまで以上にお客さまがご利用しやすい店舗となっております。

店舗名	住所	電話番号
高岡支店	高岡市丸の内2-6	0766-25-5431 (移転前と変更ございません)
松江支店	松江市殿町210	0852-23-3131 (同上)
静岡支店	静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131 (同上)



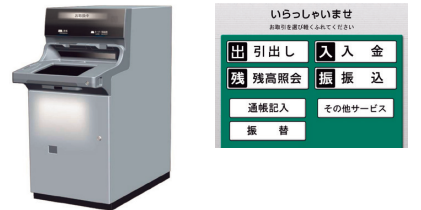
静岡支店

新型ATMの導入について

平成26年2月より、お客さまの使いやすさと環境に配慮した新型ATMの導入を開始しました。商工中金の全ATM拠点を対象として順次導入し、平成26年9月に完了する予定です。

新型ATMの特徴

- ・従来機と比べ操作ボタンや文字を大きくし、どなたにも視認しやすい配色の画面デザインを採用しております。また、音声案内によるお取引が可能なハンドセット（受話器式の操作端末）をご利用できるようにしております。
- ・カード・通帳・紙幣・硬貨の出入り口にLED照明を設置し、お客さまの操作をわかりやすくしています。
- ・動作時の消費電力を従来機に比べて削減し、省電力化を実現しています。



地域連携室の設置について

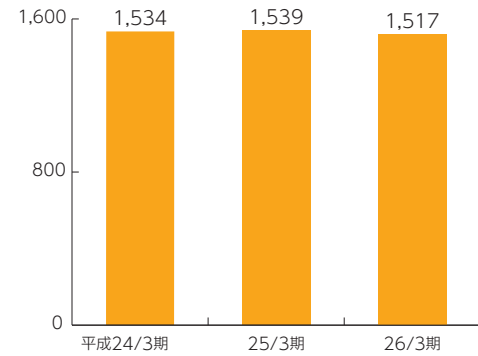
地域金融機関をはじめとする関係各機関との連携・協調を一層深め、地域活性化支援に関する取組みを強化するため、平成26年4月1日付で「地域連携室」を設置しました。「地域連携室」は、地域金融機関との連携・協調および「地域活性化支援プログラム」の企画・推進・管理のほか、営業店が経済産業局・地方公共団体・中小企業団体中央会・商工会議所等の関係各機関と連携・協調を深めていくための支援を行います。

商工中金は、「地域連携室」を中心に、これまで以上に地域の関係各機関と連携・協調を深めつつ、中小企業の金融円滑化を通じて、地域経済の活性化と発展のために貢献してまいります。

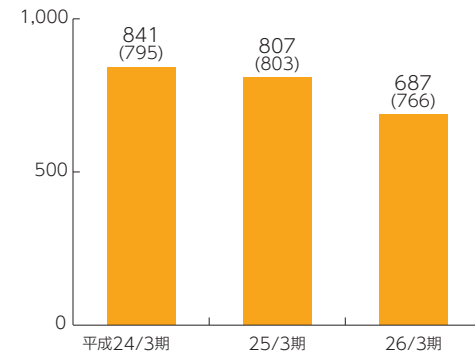
財務ハイライト

>>> 収支の状況

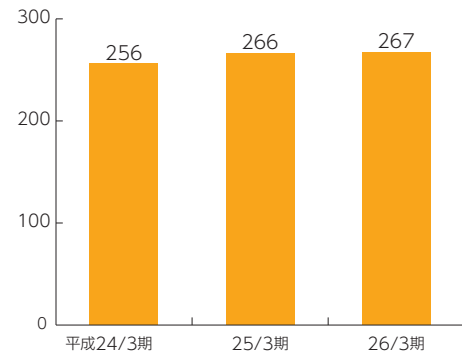
業務粗利益 (単位: 億円)



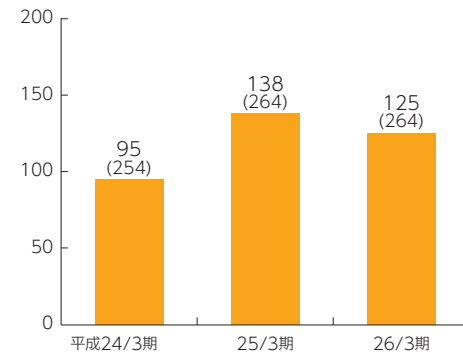
業務純益 (単位: 億円)



経常利益 (単位: 億円)

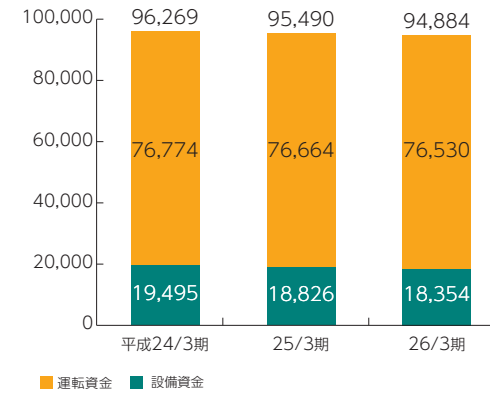


当期純利益 (単位: 億円)

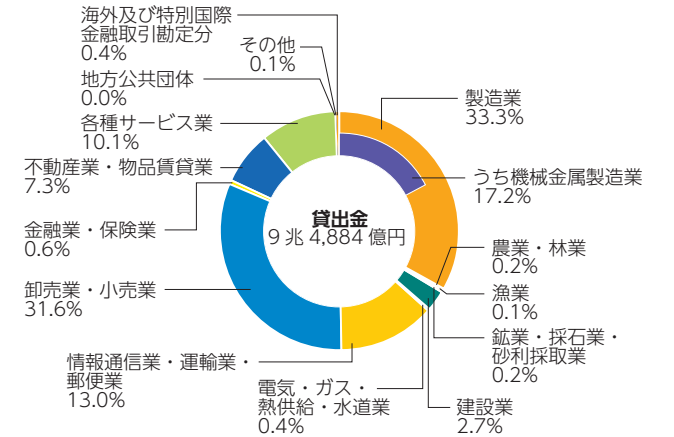


>>> 貸出金の状況

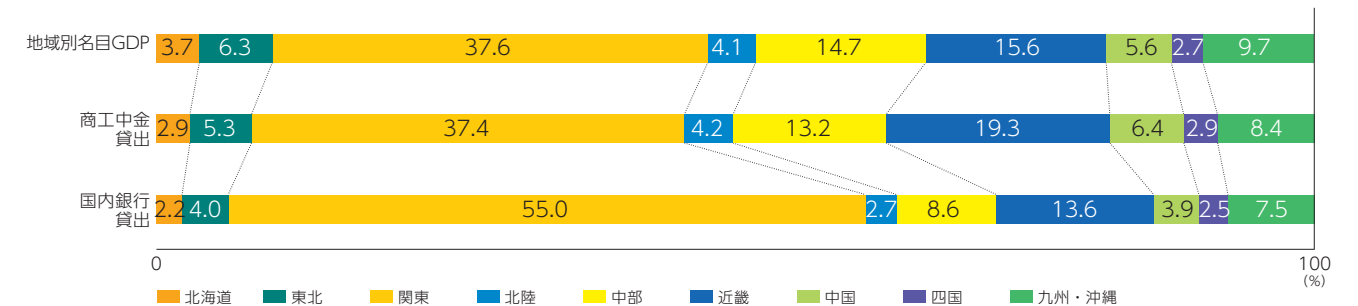
貸出金残高推移 (単位: 億円)



貸出金業種別内訳 (平成26年3月31日現在)



地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



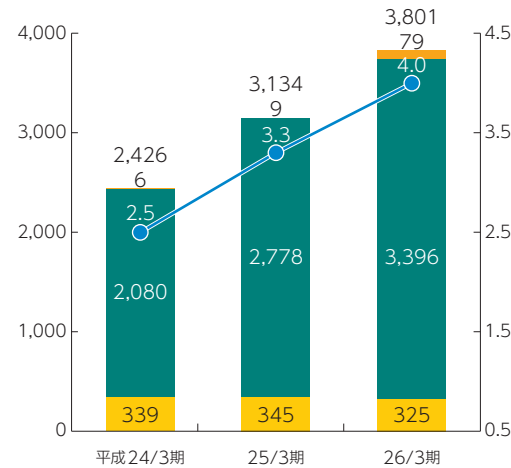
(注) 地域別名目 GDPは平成22年度、商工中金貸出および国内銀行貸出は平成26年3月末時点 (出所) 内閣府「県民経済計算」、日本銀行「都道府県別預金/貸出金」

● 平成26年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比22億円減少し、1,517億円となりました。経常利益は、一層の経営効率化に取り組んだことなどから、前期比1億円増加し、267億円となりました。

● 危機対応業務を中心に組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組みましたが、平成26年3月期の貸出金残高は、お取引先の資金需要の低迷などから、前期比606億円の減少となりました。

Financial Highlights

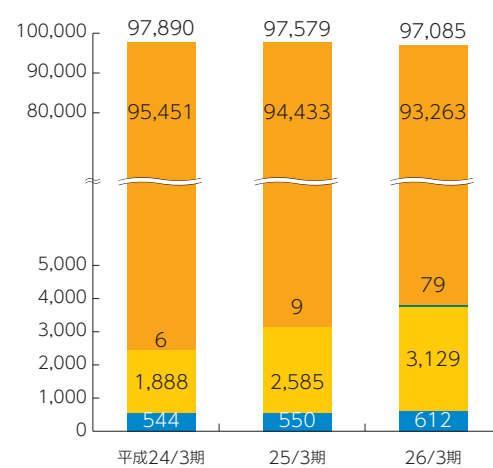
リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



● 貸出条件緩和債権・3ヵ月以上延滞債権 (左軸)
 ● 延滞債権 (左軸)
 ● 破綻先債権 (左軸)
 ● 不良債権比率 (右軸)

(注) 自己査定に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞している貸出金や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



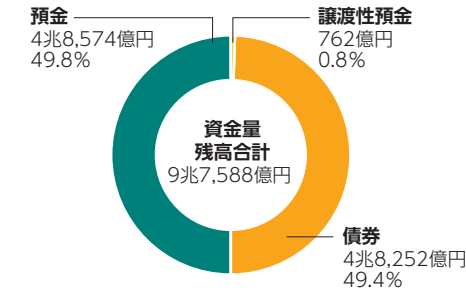
● 正常債権
 ● 要管理債権
 ● 危険債権
 ● 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

(注) 自己査定に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

- リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権 (IV分類額) を控除した金額で表示しています。なお、平成26年3月期において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。
 リスク管理債権…「破綻先債権」については392億円、「延滞債権」については414億円
 金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については822億円
- リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
 金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債 (商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債)、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

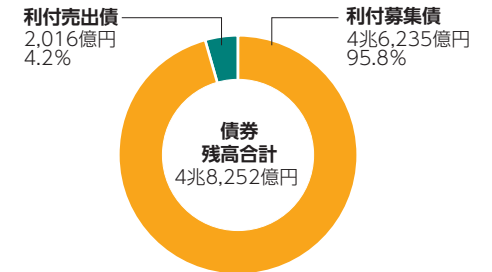
- 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
- 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

資金調達の内訳 (平成26年3月31日現在)



● 募集債を中心とした債券による安定調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

債券残高内訳 (平成26年3月31日現在)

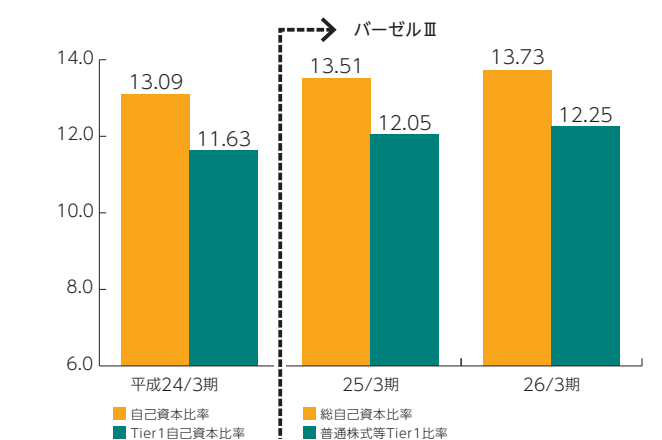


自己資本等の推移 (単位: 億円)

	パーゼルⅢ		
	24/3期	25/3期	26/3期
総自己資本	—	9,624	9,701
自己資本	9,547	—	—
中核的自己資本 (普通株式等Tier1)	—	8,581	8,652
中核的自己資本 (Tier1)*	8,487	—	—
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	847	941	1,021

* パーゼルⅡにおけるTier1

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

- 平成25年3月期より、パーゼルⅢ基準で算出しており、平成26年3月期の総自己資本比率は13.73%と安定した水準で推移しております。
- また、自己資本に占める中核的自己資本 (普通株式等Tier1) の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

決算の状況 (第85期)

>>> 単体決算の状況

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	842,987	預金	4,857,406
現金	24,456	当座預金	500,529
預け金	818,531	普通預金	1,207,728
コールローン	94,120	通知預金	44,650
買入金銭債権	19,384	定期預金	2,993,888
特定取引資産	24,690	その他の預金	110,609
商品有価証券	3,487	譲渡性預金	76,210
特定金融派生商品	21,203	債券	4,825,232
有価証券	1,971,165	債券発行高	4,825,232
国債	1,612,887	コールマネー	21,613
地方債	69,376	特定取引負債	15,153
社債	250,023	特定金融派生商品	15,153
株式	29,387	借入金	1,486,481
その他の証券	9,490	借入金	1,486,481
貸出金	9,488,403	外国為替	68
割引手形	240,493	外国他店預り	24
手形貸付	380,794	外国他店借	0
証書貸付	7,866,384	売渡外国為替	43
前受収益	12,548	未払外国為替	0
当座貸越	1,000,730	その他負債	179,705
外国為替	15,471	未決済為替借	11
外国他店預け	7,513	未払法人税等	10,738
買入外国為替	981	未払費用	10,389
取立外国為替	6,976	前受収益	12,548
その他資産	24,029	従業員預り金	3,710
未決済為替貸	3	金融派生商品	873
前払費用	6,630	金融商品等受入担保金	494
未収収益	7,950	リース債務	6
金融派生商品	865	資産除去債務	77
金融商品等差入担保金	111	未払債券元金	110,893
その他の資産	8,467	その他の負債	29,960
有形固定資産	41,905	賞与引当金	4,260
建物	15,825	退職給付引当金	17,446
土地	23,569	役員退職慰労引当金	83
リース資産	9	睡眠債券払戻損失引当金	4,203
建設仮勘定	126	環境対策引当金	213
その他の有形固定資産	2,374	支払承諾	88,797
無形固定資産	13,430	支払承諾	86,820
ソフトウェア	9,877	代理貸付保証	1,976
その他の無形固定資産	3,552	負債の部合計	11,576,874
前払年金費用	12,664	(純資産の部)	
繰延税金資産	57,183	資本金	218,653
支払承諾見返	88,797	危機対応準備金	150,000
支払承諾見返	86,820	特別準備金	400,811
代理貸付保証見返	1,976	資本剰余金	0
貸倒引当金	△234,575	その他の資本剰余金	0
資産の部合計	12,459,658	利益剰余金	102,149
		利益準備金	17,913
		その他利益剰余金	84,236
		固定資産圧縮積立金	590
		特別積立金	49,570
		繰越利益剰余金	34,074
		自己株式	△1,005
		株主資本合計	870,608
		その他有価証券評価差額金	12,174
		評価・換算差額等合計	12,174
		純資産の部合計	882,783
		負債及び純資産の部合計	12,459,658

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

科目	金額	科目	金額
経常収益	189,163	経常費用	162,386
資金運用収益	161,328	資金調達費用	27,179
貸出金利息	148,332	預金利息	3,995
有価証券利息配当金	9,892	譲渡性預金利息	153
コールローン利息	95	債券利息	14,883
買現先利息	49	コールマネー利息	74
預け金利息	783	債券貸借取引支払利息	0
その他の受入利息	2,175	借入金利息	8,003
役員取引等収益	11,765	その他の支払利息	69
受入為替手数料	1,603	役員取引等費用	4,127
その他の役員収益	10,161	支払為替手数料	387
特定取引収益	6,602	その他の役員費用	3,740
商品有価証券収益	29	特定取引費用	404
特定金融派生商品収益	6,572	特定取引有価証券費用	404
その他業務収益	5,392	その他業務費用	1,660
外国為替売買益	2,208	国債等債券売却損	1,516
国債等債券売却益	3,183	国債等債券償却	118
その他経常収益	4,075	債券発行費償却	23
償却債権取立益	110	金融派生商品費用	2
株式等売却益	76	営業経費	78,802
その他の経常収益	3,889	その他経常費用	50,210
経常費用	162,386	貸倒引当金繰入額	43,984
資金調達費用	27,179	貸出金償却	1,675
預金利息	3,995	株式等売却損	56
譲渡性預金利息	153	株式等償却	152
債券利息	14,883	その他の経常費用	4,341
コールマネー利息	74	経常利益	26,777
債券貸借取引支払利息	0	特別利益	46
借入金利息	8,003	固定資産処分益	46
その他の支払利息	69	特別損失	351
役員取引等費用	4,127	固定資産処分損	304
支払為替手数料	387	減損損失	47
その他の役員費用	3,740	税引前当期純利益	26,472
特定取引費用	404	法人税、住民税及び事業税	17,202
特定取引有価証券費用	404	法人税等調整額	△3,250
その他業務費用	1,660	法人税等合計	13,952
国債等債券売却損	1,516	当期純利益	12,519
国債等債券償却	118		
債券発行費償却	23		
金融派生商品費用	2		
営業経費	78,802		
その他経常費用	50,210		
貸倒引当金繰入額	43,984		
貸出金償却	1,675		
株式等売却損	56		
株式等償却	152		
その他の経常費用	4,341		
経常利益	26,777		
特別利益	46		
固定資産処分益	46		
特別損失	351		
固定資産処分損	304		
減損損失	47		
税引前当期純利益	26,472		
法人税、住民税及び事業税	17,202		
法人税等調整額	△3,250		
法人税等合計	13,952		
当期純利益	12,519		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

>>> 連結決算の状況

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	843,039	預金	4,852,915
コールローン及び買入手形	94,120	譲渡性預金	76,210
買入金銭債権	19,384	債券	4,824,832
特定取引資産	24,690	コールマネー及び売渡手形	21,613
有価証券	1,967,853	特定取引負債	15,153
貸出金	9,472,757	借入金	1,539,581
外国為替	15,471	外国為替	68
その他資産	109,537	その他負債	189,354
有形固定資産	43,229	賞与引当金	4,477
建物	16,406	退職給付に係る負債	21,949
土地	24,111	役員退職慰労引当金	112
リース資産	6	睡眠債券払戻損失引当金	4,203
建設仮勘定	126	環境対策引当金	213
その他の有形固定資産	2,577	その他の引当金	64
無形固定資産	13,421	繰延税金負債	58
ソフトウェア	9,906	支払承諾	88,860
その他の無形固定資産	3,515	負債の部合計	11,639,668
退職給付に係る資産	5,496	(純資産の部)	
繰延税金資産	62,417	資本金	218,653
支払承諾見返	88,860	危機対応準備金	150,000
貸倒引当金	△236,106	特別準備金	400,811
資産の部合計	12,524,175	資本剰余金	0
		利益剰余金	107,198
		自己株式	△1,005
		株主資本合計	875,656
		その他有価証券評価差額金	12,208
		退職給付に係る調整累計額	△7,154
		その他の包括利益累計額合計	5,053
		少数株主持分	3,796
		純資産の部合計	884,507
		負債及び純資産の部合計	12,524,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

科目	金額	科目	金額
経常収益	219,671	経常費用	192,244
資金運用収益	161,289	資金調達費用	27,402
貸出金利息	148,286	預金利息	3,994
有価証券利息配当金	9,896	譲渡性預金利息	153
コールローン利息及び買入手形利息	95	債券利息	14,880
買現先利息	49	コールマネー利息及び売渡手形利息	74
預け金利息	784	債券貸借取引支払利息	0
その他の受入利息	2,177	借入金利息	8,230
役員取引等収益	12,261	その他の支払利息	69
特定取引収益	6,602	役員取引等費用	4,167
その他業務収益	35,433	特定取引費用	404
その他経常収益	4,084	その他業務費用	29,138
償却債権取立益	110	営業経費	80,032
その他の経常収益	3,974	その他経常費用	51,098
経常費用	192,244	貸倒引当金繰入額	44,779
資金調達費用	27,402	その他の経常費用	6,319
預金利息	3,994	経常利益	27,426
譲渡性預金利息	153	特別利益	49
債券利息	14,880	固定資産処分益	49
コールマネー利息及び売渡手形利息	74	特別損失	355
債券貸借取引支払利息	0	固定資産処分損	307
借入金利息	8,230	減損損失	47
その他の支払利息	69	税金等調整前当期純利益	27,121
役員取引等費用	4,167	法人税、住民税及び事業税	17,736
特定取引費用	404	法人税等調整額	△3,505
その他業務費用	29,138	法人税等合計	14,231
営業経費	80,032	少数株主損益調整前当期純利益	12,889
その他経常費用	51,098	少数株主利益	3
貸倒引当金繰入額	44,779	当期純利益	12,885
その他の経常費用	6,319		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Financial Data

株式の状況

Stock Information

株式情報 (平成26年3月31日現在)

- 発行可能株式総数……………普通株式…………… 4,000,000,000株
危機対応準備金株式…………… 10株
- 発行済株式の総数……………普通株式…………… 2,186,531,448株
- 決算期…………… 3月31日
- 基準日……………定時株主総会…………… 3月31日
期末配当金受領株主確定日…………… 3月31日
- 定時株主総会開催時期…………… 6月下旬
- 単元株式数……………普通株式…………… 1,000株
危機対応準備金株式…………… 1株
- 公告方法……………電子公告
ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式事務のご案内

- 株主名簿管理人…………… 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 事務取扱場所…………… 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
- お問合せ先・郵便物送付先…………… 〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
電話：0120-232-711 (通話料無料) (受付時間：土・日・祝祭日を除く9:00～17:00)
- 取次所…………… 三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店

株主資格

- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、上記三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受付いたしますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

中小企業組合の皆さまへ

組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○本	店	〒104-0028	東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
北海道				
●	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西4-1	011-241-7231
●	函館	〒040-0063	函館市若松町3-6	0138-23-5621
●	旭川	〒080-0013	帯広市西三条南6-20-1	0155-23-3167
▲	釧路	〒085-0847	釧路市大町1-1-1	0154-42-0671
●	旭川	〒070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181
東北				
●	青森	〒030-0861	青森市長島2-1-7	017-734-5411
●	八戸	〒031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178-45-8811
●	盛岡	〒020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185
●	仙台	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411
●	秋田	〒010-0001	秋田市中通2-4-19	018-833-8531
●	山形	〒990-0038	山形市幸町2-1	023-632-2111
●	酒田	〒998-0044	酒田市中町2-6-22	023-24-3922
●	福島	〒960-8031	福島市栄町8-1	024-522-2171
▲	会津若松	〒965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
関東甲信越				
●	水戸	〒310-0021	水戸市南町3-5-7	029-225-5151
●	宇都宮	〒320-0861	宇都宮市西1-1-15	028-633-8191
●	利根	〒326-0814	足利市通2-2751	0284-21-7131
●	前橋	〒371-0026	前橋市大手町2-6-17	027-224-8151
●	さいたま	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
●	熊谷	〒360-0042	熊谷市本町2-95	048-525-3751
●	千葉	〒260-0028	千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
●	松戸	〒271-0092	松戸市松戸1846-2	047-365-4111
●	八王子	〒192-0081	東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
●	上野	〒110-0005	東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
●	大森	〒143-0016	東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
■	京浜島	〒143-0003	東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
●	押上	〒130-0002	東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
■	浦安	〒279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
●	新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
●	深川	〒135-0042	東京都江東区芝木場5-11-17	03-3642-7131
●	東京	〒105-0012	東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
●	池袋	〒171-0022	東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311
●	渋谷	〒150-0002	東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
●	神田	〒101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
●	新木場	〒136-0082	東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711
●	横浜	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952
●	川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101
●	横浜西口	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-1	045-314-3211
▲	相模原	〒252-0231	相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
●	新潟	〒951-8061	新潟市中央区西堀通四番町816-10	025-228-2181
●	長岡	〒940-0061	長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
●	甲府	〒400-0032	甲府市中央1-6-16	055-233-1161
●	長野	〒380-0814	長野市西鶴賀町1483-11	026-234-0145
●	諏訪	〒392-0026	諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600
●	松本	〒390-0811	松本市中央2-1-27	0263-35-6211
東海				
●	岐阜	〒500-8828	岐阜市若宮町9-16	058-263-9191
▲	高山	〒506-0025	高山市天満町5-1	0577-32-3353
●	静岡	〒420-0853	静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
〔※平成25年10月15日に仮店舗から上記住所へ移転しました〕				
●	浜松	〒430-0917	浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
●	沼津	〒410-0832	沼津市御幸町17-5	055-931-2924
〔※平成26年7月14日から下記新店舗に移転する予定です(新店舗住所) 〒410-0046 沼津市米山町6-5 電話番号 055-920-5000〕				
●	熱田	〒456-0018	名古屋市中区新尾頭2-2-33	052-682-3111
●	名古屋	〒460-0003	名古屋市中区錦3-23-18	052-951-7581
●	豊橋	〒440-0897	豊橋市松葉町3-71-2	0532-52-0221
●	津	〒514-0032	津市中央6-30	059-228-4155
●	四日市	〒510-0074	四日市市鶴の森1-3-20	059-351-4871

店舗等一覧

Network

北陸				
●	富山	〒930-0004	富山市桜橋通り6-11	076-444-5121
●	高岡	〒933-0912	高岡市丸の内2-6	0766-25-5431
●	金沢	〒920-0964	金沢市本多町3-1-25	076-221-6141
●	福井	〒910-0005	福井市大手3-14-9	0776-23-2090
近畿				
●	大津	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22	077-522-6791
●	彦根	〒522-0073	彦根市旭町9-3	0749-24-3831
●	京都	〒600-8421	京都市下京区鞍小路通烏丸西入重住町159-1	075-361-1120
●	大阪	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
●	堺	〒590-0972	堺市堺区天神橋町2-1-2	072-232-9441
●	梅田	〒530-0012	大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
●	船場	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
●	真面目	〒562-0035	真面目船場東2-5-55	072-729-9181
〔※平成26年5月12日に上記住所へ移転しました〕				
●	東大阪	〒577-0013	東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221
●	神戸	〒650-0032	神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541
●	姫路	〒670-0015	姫路市総社本町111	079-223-8431
●	尼崎	〒660-0892	尼崎市東灘波町5-19-8	06-6481-7501
●	奈良	〒630-8227	奈良市林小路町8-1	0742-26-1221
●	和歌山	〒640-8033	和歌山市本町3-27	073-432-1281
中国				
●	鳥取	〒680-0023	鳥取市片原2-218	0857-22-3171
●	米子	〒683-0067	米子市東町168	0859-34-2711
●	松江	〒690-0887	松江市殿町210	0852-23-3131
▲	浜田	〒697-0015	浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
●	岡山	〒700-0818	岡山市中区番山町4-1	086-225-1131
●	広島	〒730-0051	広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151
●	福山	〒720-0814	福山市光南町1-1-30	084-922-6830
●	広島西部	〒733-0833	広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421
●	下関	〒750-0016	下関市細江町11-1-13	083-223-1151
●	徳山	〒745-0034	周南市御幸通1-10	0834-21-4141
四国				
●	徳島	〒770-0901	徳島市西船場町2-30	088-623-0101
●	高松	〒760-0052	高松市瓦町1-3-8	087-821-6145
●	松山	〒790-0001	松山市一番町2-6-4	089-921-9151
●	高知	〒780-0870	高知市本町4-2-46	088-822-4481
九州・沖縄				
●	福岡	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
■	福岡	〒813-0034	福岡市東区多の津1-7-1	092-622-2821
●	九州	〒802-0003	北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
●	久留米	〒830-0032	久留米市東町42-21	0942-35-3381
●	佐賀	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121
●	長崎	〒850-0841	長崎市銅座町2-13	095-823-6241
●	佐世保	〒857-0053	佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141
●	熊本	〒860-0806	熊本市中央区花畑町12-24	096-352-6184
〔※建替のため、平成25年11月5日に上記仮店舗へ移転しました〕				
●	大分	〒870-0034	大分市都町2-1-6	097-534-4157
●	宮崎	〒880-0811	宮崎市錦町1-10	0985-24-1711
●	鹿児島	〒892-0847	鹿児島市西千石町17-24	099-223-4101
●	那覇	〒900-0015	那覇市久茂地2-22-10	098-866-0196
海外				
●	ニューヨーク支店	666 Fifth Avenue, 14th Floor	New York, N.Y. 10103	1-212-581-2800
◆	香港駐在員事務所	Suite 3702, 37/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong		852-2524-5111
◆	上海駐在員事務所	中華人民共和国 上海市延安西路2201号 上海国际貿易中心大廈1706室		86-21-6275-3860
◆	バンコク駐在員事務所	Unit6, 10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Phatumwan, Bangkok 10330, Thailand		66-2-654-0588
○●本支店93(うち海外1) 計104(うち海外4) ■出張所3 ▲営業所5 ◆駐在員事務所3 (平成26年5月31日現在)				



人を思う。未来を思う。

商工中金

平成26年3月期

ミニディスクロージャー誌

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)

発行/平成26年6月 広報部

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17

TEL : 03 (3272) 6111

<http://www.shokochukin.co.jp/>

UD
FONT

